

# さくら市農業委員会総会議事録（令和5年8月定例総会）

1. 開催日時 令和5年8月25日（金）午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（2人）

	3番	小菅 和彦
	16番	小川 圭一

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見について
	議案第6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委  
 係長 小倉 真理  
 主査 高野 洋  
 主事 大野 まりか

7. 農政課職員

主事 小竹 章裕

8. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は17名で、3番小菅和彦委員、16番小川圭一委員が欠席ですが、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	七久保	<p>皆さんこんにちは。暑い中ご苦労様です。農地パトロールが始まりましたが、過去には自称熱中症になったという方がいらっしゃいましたが、水分等取りながら暑さに注意して調査を進めてください。</p> <p>ただ今から、さくら市農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
1番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号2件、議案第3号2件、合計4件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	七久保	次に、第2調査会の委員長の報告を求めます。
11番	小林	本日午前9時30分より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号3件、合計5件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第3調査会の委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号2件、議案第2号1件、合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会の委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号1件、議案第6号1件、合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。6番の片岡純雄委員、7番の高木るみ子委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>

議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
11番	小林	あっせん委員といたしまして、9番 手塚智枝子委員と14番 小堀義明委員を指名いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、9番 手塚智枝子委員と14番小堀義明委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
17番	大谷	あっせん委員といたしまして、19番 軽部喜一委員と17番 大谷伸二を指名いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、17番 大谷伸二委員と19番軽部喜一委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願

		います。
17番	大谷	あっせん委員といたしまして、5番 田崎次男委員と17番大谷伸二をあっせん委員とします。
議長	七久保	<p>それでは、議案第1号 番号3番のあっせん委員は、5番 田崎次男委員と17番大谷伸二委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
14番	小堀	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>畑3筆、田が残りということになります。全て現地は非常に良くまとまっています。本案件は、譲受人は20年来耕作しております。前々所有者が亡くなった際に、後継者がいましたが家庭内の事情で一人に譲受できなかつたので、親族の名義にした。譲受人は孫にあたるのですが、そういう事情がありましたので、数回に渡って分散した親族名義を譲受人に贈与で持ってきたということです。長男が家を離れてしまって、お孫さんがその後経営していたのですが、名義だけは直せなかつたのですが、今回名義を直す申請です。資金計画は、贈与ですので問題はないと思われま</p> <p>す。本人も20年来農業をしておりますので、経営も安定している。周辺農地への影響もないと思われま</p> <p>す。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
5番	田崎	案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人〇〇さんは、専業農家として水稻を中心とした経営を行っております。申請理由につきましては、所有者の△△さんから土地の売却の話がございました。〇〇さんが購入し、規模拡大を図るというものでございます。 地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。特に問題ないと思います。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。  <b>【異議なしの声あり】</b>
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号番号2番については、原案どおり承認されます。

		り承認されました。 続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号 番号3番について、朗読して説明する。 この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
1番	古澤	案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、〇〇さんが△△さんへ売買により所有権を移転する案件です。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。 8月16日に地元の推進委員と、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。  <b>【異議なしの声あり】</b>
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号3番について承認される方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手】</b>
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号 番号4番について、朗読して説明する。 この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
6 番	片岡	案内図 2-4 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 贈与ということで、〇〇さんが△△さんから贈与をしてもらって、規模拡大を図るということです。 18日に地元の推進委員と、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。少し荒れているのですが、贈与されて綺麗になると思いますので問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号4番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号 番号5番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
15 番	小林	案内図 2-5 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは、市内の集合住宅にありますが、元々は、この△△行政区の実家に住んでおりました。実家の父親は兼業農家です。〇〇さんが以前から農地を求めていたところ、宅地を求



		<p>める話の中で、土地改良で貼付けしたような土地、現在、里芋や胡瓜が少し作付けしてありあますが、この農地をひっくるめて、□□さんから土地を譲り受ける話です。農業機械はありあませんが、実家の兼業農家の父親がいますので、その機械を使って作付けします。</p> <p>19日に〇〇さんのお父さんと話をしまして、20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第2号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
11番	小林	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は、周囲を北・東・南側を市道、西側は今回申請している法人の分譲している住宅に接しております。</p>

		<p>この申請は、〇〇が売買により建売分譲として転用する案件です。〇〇は県内全域・他県にもまたがり住宅を提供している住宅メーカーです。</p> <p>転用行為の必要性及び土地の選定理由ですが、△学校から約500m、10分以内と近く、環境に恵まれた通学路も歩道も整備された、一番良い場所のため選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、建売分譲2区画を確保し、取水は市上水道に接続、生活排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流。雨水は浸透処理施設を設置し、浸透処理する計画です。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費3,834万円、全額自己資金でまかなう計画でございます。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、17日に地元の農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと判断しております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>

11番	小林	<p>案内図3-2をご覧ください。</p> <p>この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この申請は、〇〇が売買により宅地2区画を転用する案件です。</p> <p>申請者は不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であり、さくら市においても実績のある法人でございます。</p> <p>リバーサイドきぬの里として、さくら市が住宅地を推奨している住宅需要の高い地域で、土地所有者からの協力が得られたためこの土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、宅地2区画を計画しております。し尿及び生活雑排水は、公共下水道に放流します。雨水は敷地内浸透処理。給水計画については、さくら市事業水道管から取水します。東と北は宅地、南と西は道路なので、周辺農地への影響はありません。</p> <p>資金計画は、総事業費2,130万円、全額自己資金でまかいます。</p> <p>本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	(議案第3号番号3番について、朗読して説明する。)

		<p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
18番	手塚	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲渡人〇〇は△△県に住んでおりまして、譲受人□□が分譲する案件です。</p> <p>転用行為の必要性ですが、周辺に住宅が立ち並び、住宅販売に適しており、今回7区画を販売する計画です。</p> <p>土地の選定理由ですが、駅から近く、近隣には大型店舗や公園があり、住みやすい環境で住宅地として最適であるため選定しました。</p> <p>資金計画に関しましては、用地費1,800万円、造成費3,450万、建築費7,000万円、諸経費650万円、合計12,900万円です。</p> <p>法令の申請状況等は、問題なく協議が進められております。</p> <p>地元の農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと判断しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	高野	<p>(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
14番	小堀	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>土地の選定理由ですが、親子5人で住宅を建てて住むということです。</p> <p>土地利用計画ですが、上水道は市の上水道、汚水は合併浄化槽で処理し側溝へ放流しますので、周辺の住宅と同じような取扱いをしていると思われまます。</p> <p>資金計画ですが、全て自己資金でまかないます。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周りに農地がありませんので問題ないと思われまます。</p> <p>地元の農地利用最適化推進委員さんからも同じ意見を伺っております。本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと判断しております。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号5番については、取り下げとなりました。</p>

		<p>続きまして、議案第3号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
18番	手塚	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、さくら市で宅地分譲用地を探していたところ、丁度良い場所があったということで申請に至りました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、現在住宅街となっておりますので、問題ない状態だと思われまます。</p> <p>資金計画ですが、収入が2,046万円全額自己資金です。支出は用地取得費1,496万円、造成費100万円、建築費0円、附帯工事費300万円、事務費150万円、合計2,046万円になります。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周辺は住宅ですので、特に影響はないと思います。</p> <p>地元の農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い問題ないと判断しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番については、原案どお</p>

		<p>り承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和5年度 第5号 公告予定年月日は令和5年8月31日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が再設定4件、農地中間管理権取得が1件、所有権の移転が1件です。</p> <p>なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤の強化に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づいて、目指すべき農業経営や農業構造を明確化するために策定されるものとなっております。令和5年6月に栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が更新されたことから、農業経営基盤強化法第6条第1項及び第3項の規定によ</p>

		<p>り、「市町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、県基本方針の期間につき定めることとされ、県基本方針に即するものでなければならない」とされていることから、市の基本構想の更新が必要となりました。</p> <p>お配りしたものは、市農政課で作成したものであり、変更案となっております。</p> <p>今後、変更案について、農政課が栃木県と協議し同意を得て策定となります。</p> <p>委員の皆様からご意見等あれば賜り、とりまとめの上、農政課へ進達させていただきますので、内容についてご審議願います。</p> <p>なお、基本的に、変更箇所等の内容や、具体的な数値等は県の基本方針に基づき作成していることを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
15番	小林	議案書の1ページの下の方に、農業経営の目標水準の設定で、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間2000時間程度、年間農業所得が580万円程度を確保し得る経営の水準を実現できるものとし、とありますが、この計画ですと580万円は難しいと思うのですが。
議長	七久保	農政課の担当者を呼んで確認します。
8番	関	580万円の所得というのは、認定農業者の目標の数値だと思います。
		<b>【農政課 小竹 入室】</b>
事務局	小倉	先ほどの質問について、農政課の担当者よりご説明いたします。
農政課	小竹	農政課 農政係の小竹と申します。 今回付議させていただいております基本構想の改正案の中の、経営指標の例については、県が示しているものの例を記載しております。
議長	七久保	その他、質問等ございますか。



1 4 番	小堀	基本構想というのは、何年かに一度見直すものなのか、それとも、県から見直しの通知が来れば、その都度見直すものなのか。
農政課	小竹	定期的かどうかは確認を要しますが、今回は、県の基本構想に変更があったので、それに準じて市の基本構想も変更するものです。県の変更があれば、随時、市も変更することになります。
1 4 番	小堀	市独自で見直すことは無くて、県の変更があって、その都度、市が見直すということですか。
農政課	小竹	基本的には、今までは市独自で修正したことはありません。県が定期的に見直しているかどうかは、おそらく一定のスパンで見直しを行っていると思われます。
議長	七久保	その他、質問等ございますか。
8 番	関	新旧対照表の 20 ページ、赤い字の中の下の方に、農業経営・就農支援センターとありますが、この支援センターというのは、どういうことをやっているのですか。
農政課	小竹	宇都宮市のアグリプラザにある、栃木県農業振興公社に農業経営・就農支援センターが入ってまして、新規就農支援・指導等を市や農協等と連携して行っているところです。
議長	七久保	先ほどの、主たる農業従事者 1 人当たりの年間労働時間 2000 時間程度、年間農業所得が 580 万円程度というのは、県が示している基準を市の認定農業者にあてはめているということです。 その他、質問・意見等ございますか。
		<b>【意見なし】</b>
議長	七久保	ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号について承認される方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手】</b>

議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。</p> <p><b>【農政課 小竹 退室】</b></p>
議長	七久保	<p>次に、議案第6号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者片岡純雄委員、現地確認日は令和4年8月9日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>資料の59ページをご覧ください。入り口も田圃の様子も全然分からないくらい木が生い茂っております。昨年と状況は変わっておりません。</p> <p>18日に地元の推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても書類審査及び現地確認を行い、非農地通知書を交付するのは妥当かと思えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番については、原案どおり承認されました。</p>

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号5番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号2番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了いたしました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

(午後2時45分)